



HOKKAIDO UNIVERSITY

Title	コメント
Author(s)	大村, 敦志
Citation	新世代法政策学研究, 15, 253-257
Issue Date	2012-03
Doc URL	https://hdl.handle.net/2115/49022
Type	other
File Information	HJNGLP015_008.pdf



コメント

大村 敦志

Mustapha Mekki 先生から消費者法の基礎理論に関するお話を、Soraya Amrani Mekki 先生と池田清治先生からはフランスと日本における消費者団体訴訟制度に関するお話を伺いました。どの報告も興味深い内容でした。まずは3人の先生方に御礼を申し上げます。

M.Mekki のご報告を聴いて、いまから20年以上前のパリ留学中に出席していた消費者法の授業を思い出しました。教えていたのは Luc Bihl という弁護士さんでした。彼は、フランス消費者法の特徴は4つあると述べました。すなわち消費者法は、刑事法であり、競争法であり、団体法であり、EU法であるというのです。この発言は、消費者法を民法・商法の特別法としてとらえていた日本の若い法学者を驚かせました。のちに私が、マスとしての消費者、権利と法の実現プロセスについて考える一つのきっかけとなりました。また、Mme.Mekki と池田さんのご報告からは、フランスでも日本でも消費者団体訴訟が新たな段階を迎えつつあることがよくわかりました。たまたま1988年法成立の直後に、Viney 教授が新法につき講演されたのを聴いたことがあります。その時に私は、団体自身による損害賠償請求について質問しました。以後、団体訴訟にも関心を持ち、2006年の消費者契約法の改正にも審議会の委員として関与しました。

本日、私が3先生のご報告のコメントを依頼されたのは、一方では、以上のように、私が日仏の消費者法の体系や団体訴訟に一定の関心を寄せてきたことによるのだらうと思います。もっとも私は、日仏ともに最新の立法状況は十分にフォローしておりません。そのため、以下の3点にわたるコメントは、いずれも私自身の知見と関心に即したものとならざるを得ません。予めそのことをお詫び申し上げます。

他方、現在、日本では債権法改正作業が進行中ですが、そのなかで消費者法と民法の関係が問われています。瀬川先生をはじめ日本のみなさまの中には、いわゆる検討委員会案の作成にあたって私が担当した問題の一つがこの問題であることをご存じの方もいることでしょう。この問題は本日のテーマからは外れるかもしれませんが、しかし、M.Mekkiのご報告の中にはこれにかかわる話題が含まれていましたので、最後に4つめのコメントという形で、少しだけ触れさせていただくことにします。

1 団体訴訟の種類と問題となる利益

団体訴訟に関しては、まず総論的なことを1点、申し上げます。M.Mekkiは *intérêt individuel* と *intérêt général* とを対比した上で、刑法や競争法の例をあげて、*intérêt collectif* と *intérêt général* との関係を問題にしました。日本では消費者契約法12条が「不特定かつ多数の消費者に対して」という文言を用いていますが、個々の消費者と「一般消費者」との間にあつて、「不特定かつ多数の消費者」とは何かという点は、同法の適用上の問題になるだけでなく、団体訴訟の性質いかんという理論上の問題にもかかわってきます。

この点は、請求の内容が損害賠償か差止めか、(個人の利益とも一般利益とも区別される) 団体に固有の利益を観念するのか否か、によって話が違ってきます。

現在、日本で問題になっている損害賠償の方に限って言うならば、クラスアクション(代表訴訟)型の訴訟制度の下では、原告たる団体には(あるいは個人が原告になる場合も含めて)、個人の利益とは区別される固有の利益は存在しないこととなります。それにもかかわらず、この場合に、賠償金の分配をしないとすると、それを正当化するのが難しくなります。

他方、クラスアクションとは異なる訴訟制度を採用する際には、団体が体現する固有の利益の性質が問われることとなります。池田さんが触れられたように、団体に名目的損害を認めることも考えられるわけですが、その損害を個人の利益には還元できない集会的利益の侵害と考えることができるか否かが問題になるでしょう。

ひとくちに団体訴訟と言っても、いろいろな類型のものがあるわけですが、訴訟類型(あるいは制度)と係争利益の関係について、改めて整理を

する必要があるように思います。これは吉田先生をはじめ北大の方々から精力的に検討を進めてきた競争秩序や環境秩序の問題とも深く関わります。

2 団体訴訟の担い手とその選別

より各論的なことが2点あります。一つめは、団体訴訟の担い手とその選別の問題です。Mme.Mekkiも池田さんも団体の *agrément* の問題と *certification* の問題に言及されました。しかし、その理解の仕方には若干のニュアンスの差が感じられました。この二つを、池田さんは二重の要件として整理されたのに対して、Mme.Mekkiは択一的な制度設計のあり方とされたように思います。

いずれにしても、誰が団体訴訟を担うのか、というのは重要な問題です。そのための仕組みの作り方によって、制度のあり方は大きく異なってきます。ここでも日本の例を引用しましょう。消費者契約法は13条以下に適格消費者団体の認定につき、かなり詳しい規定を設けています。池田さんのご紹介によると、9つの団体が認定を受けているとのことですが、日本の人口を考えるならば、その数はごく少数と言わざるをえません。

少数の団体を特別に選び出して団体訴訟を委ねるのだとすると、厳しい要件による選別は必要でしょうし、公的な団体に準ずる義務を課することも正当化されるでしょう。しかし同時に、団体に一定の権限を付与し、様々な便宜をはかることも考えられなければなりません。団体訴訟制度がスタートし裁判例も現れ始めた今日、適格消費者団体認定のしくみがうまく機能しているか否か、検証が必要な時期に来ているように思います。

他方、適格消費者団体以外の団体が訴訟を起こしたらどうなるのか、ただちに却下ということになるのか、という問題もあります。Mme.Mekkiはそうはならない可能性を示唆されたように思います。あるいはそもそも、事前の *agrément* を求めない制度は構想できないのか。その場合には裁判所はどのような基準で、原告適格を認めるのか。かつての伊藤眞先生の「紛争管理権論」が思い出されますが、さらなる検討が必要な問題でしょう。

3 団体訴訟の役割とその補完

各論の二つめは、団体訴訟の役割とその補完についてです。Mme.Mekkiが最後に触れられた判決効の問題が直接の論点になります。池田さんが紹

介された二つの基軸のうちの第一、団体による訴訟と個々の消費者による訴訟の関係も、この点にかかわります。

消費者契約法に団体訴訟を導入する際にも、この点は大きな問題になりました。団体訴訟における差止判決の判決効をどのようにして個別の消費者に及ぼすかが問題とされたのです。当初は判決効の拡張につき明文の規定を置くことが検討され、直接立案に当たられた委員の中には最後までこのことを主張された方もいらしたようです。結局のところ、何の規定も置かれることなく、個別の消費者との関係では、差止判決は事実上の意味を持つにすぎないということになりました。損害賠償の場合には若干事情は異なりますが、日本で新たに立法をする場合には、差止めの場合との異同を明確に整理することが望まれます。

ところで日本法においては、判決効の拡張を断念した代わりに、判決の事実上の効果ができるだけ及ぶようにする工夫が必要だと考えられました。判決情報の提供や公表に関する規定（消契27条・39条）が置かれたのはそのためです。しかし、これだけでは判決情報の実効的な普及は必ずしも確保されません。實際上重要なのは判決がなされた事実を、メディアがどの程度まで熱心に報道するかということでしょう。

公害訴訟の時代に私たちは、TVが特別番組を組み、裁判所前から判決内容を速報する風景を見てきました。それほどではないとしても、メディアの積極的な関与を促す工夫が必要でしょう。この点、フランスの場合にはどうかということも伺ってみたいところです。

4 消費者法と民法との関係、政治的な観点から

残った時間で、最後の4点目として、消費者法と民法との関係につき一言申します。M.Mekkiは民法・商法を補完する法として消費者法が機能することを指摘されました。また、(学者グループによるものも含めて)各種の立法案において消費者法が一般法化される傾向にも触れられました。この点は日本においても論じられているところであり興味深い問題ではありますが、いまは立ち入りません。

ここで注目したいのは、M.Mekkiが消費者(あるいは消費者法)の社会的・政治的な側面に言及された点です。ご指摘のように、消費者の権利が経済的なものにとどまらず、社会的なもの・政治的なものに及ぶことは十

分に意識されるべきだろうと思います。

しかしながら、冒頭にM.Mekkiが引用されたケネディ大統領の言を待つまでもなく、「私たちは誰もが消費者」であり、また同時に市民であるわけです。そうだとすると、「消費者＝市民 *consommateur-citoyen*」の社会的・政治的側面を消費者法の問題にとどめておいてよいのでしょうか。

日本の聴衆の方々はずすでにお気づきかと思いますが、私がここで申し上げたいのは、民法典と消費法典を併存させて、消費者＝市民に関する諸問題に民法典の外で対応するという姿勢が、「市民の法典 *Code civil*」の母国であるフランスにとって、またフランス民法典を継受した日本にとって、本当に望ましいのかということです。時間になりましたので、この点も問題提起のみにとどめます。